

住民税非課税世帯支援給付金のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯支援給付金を支給します。

支給要件確認書の提出をお忘れではありませんか？

令和5年8月14日に対象世帯へ「住民税非課税世帯支援給付金給付要件確認書」を発送しました。まだ提出されていない方は、お忘れなくご提出ください。ご不明な点がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

令和5年度の住民税が非課税の世帯でも申請が必要な場合があります

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に令和5年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる場合は、申請書により手続きが必要です。

申請書及び添付書類を社会福祉課までご持参いただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送での送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する非課税証明書
- 振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

本給付金の概要

給付対象世帯: 基準日(令和5年6月1日)において、**世帯全員**の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

支給額: 1世帯あたり3万円(1回限り)

支給時期: 市が確認書または申請書を受理した日から4週間後程度

申請期限: **令和5年11月15日(水)まで**

問合せ先 社会福祉課 住民税非課税世帯支援給付金コールセンター ☎0120・313・317

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」




令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、**速やかに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！**

★ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、[法務省 所有者不明](#)  で検索してください。

★個別の事案に対するご相談は、[司法書士会の「相続登記相談センター」](#)にお問い合わせください。

★相続登記の申請手續に関するご案内(ハンドブック)はこちら →



(法務局ホームページ)

問合せ先 相続登記相談センター ☎0120・13・7832